別記様式第1号(第四関係)

栃木県米粉生産活性化計画

栃木県

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 栃木県米粉生産活性化計画

目 標:(※3)

農業就業人口の減少や高齢化が進展する一方で本県の基幹作物である米の価格下落が続き、農業産出額の伸び悩みとともに農業者の生産意欲の減退により農地の遊休化も招くなど農村活力 は低下しつつある。

そこで、本県農業の生産基盤である水田を有効に活用する取組の中から農業生産性と農業所得を向上させ、地域農業を支える担い手を確保し、持続可能な地域農業を展開していくことが重要である。本計画においては水田の有効活用を図ることにより、これまでの本県における担い手確保・育成に係る各種施策と相まって新規就農者の参入を促し、さらには新規就農者の増加により定住を促進しながら地域の活性化を図っていくこととする。

具体的な数値目標として、新規就農者を毎年度200名以上を確保し、平成21年度から25年度までの5年間で1,100名(H21~23年度:200名、H24、25年度:250名)の増加を目指す。農林

目標設定の考え方

地区の概要:

栃木県は、平坦で広い農地、豊富な水資源、大消費地である首都圏に位置するなど恵まれた地理的条件を活かし、米麦・園芸・畜産など地域の特色を生かした農業生産を展開し、首都圏の食料基地として大きく貢献している。

県内の耕地面積は107,957ha(2005年農林業センサス)、そのうち田は88,969ha(84%)を占め、田の大部分では水稲63,500ha(平成20年農林水産統計)が作付けされており、稲作を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業が行われている。

このような状況の中、本県では、水稲の生産体制の強化や低コスト生産、「水田フル活用」の実現に向けた米粉用米等の新規需要米の生産拡大を図ることを目的とした「多様な米づくり推進 運動」を、関係機関団体及び生産者が一体となって展開している。

現状と課題

農業就業人口及び基幹的農業従事者の65歳以上が占める割合がともに約6割に達するなど高齢化が進展している中で、米価の下落と米の生産調整強化が続いてきたことから、稲作農家 の所得低下や生産意欲の減退を招き、地域全体として生産者数の減少や不作付地の増加にもつながっている。

今後は、麦・大豆作等以外にも水田の効果的な活用方策として新規需要米(米粉用米)の生産に積極的に取り組むことで、農業経営の安定化を図りながら新規就農者の参入を含めて地域 農業の担い手を育成し、農地の遊休化や生産者の減少抑制とともに如何に地域農業・農村の活性化を図っていくかが課題となる。

米粉用米については新たな取り組みであるため、継続的に生産拡大を図る上では、食品業者等とも連携し需要を確保・拡大していくことが重要となる。

今後の展開方向等(※4)

農業就業人口の減少や高齢化、後継者不足等による不作付地の増加が課題となっている中、本県では新たに新規需要米(米粉用米)の生産に取り組み、需要拡大を図りながら生産者の 所得確保に繋げ、就農環境や機運を醸成し新規就農者を増加させることで地域の活性化を図ることとする。

具体的には、不作付け水田や転作に不利な条件水田において米粉用米の作付を積極的に推進し、水田の有効活用を図って、生産物収入と併せて新規需要米に係る各種交付金収入を確 保し農業所得を増加させる。食品製造業者等との緊密な連携の下に拠点となる処理加工施設を整備し、パン加工や製麺等の新規用途に需要を拡大をすすめながら米粉用米の生産拡大に つなげていく。

稲作農家の生産・所得の拡大の他、麦・大豆等の既存の転作作物との効果的な作付ローテーションを可能にして、地域の中核となる安定した水田農業経営体を育成し、さらには地域農業全体の活力を促し新規就農者の増加を図っていく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | | 法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3) | 備考 |
|------|-------|---------------------------|--------|---|---------------------------------|----|
| 栃木県 | 栃木県全域 | 処理加工·集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設) | ㈱波里 | 有 | イ | |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設) | 日の本穀粉㈱ | 有 | イ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

| (ニ/カン)・シハン | - 7(7) | | | | |
|------------|--------|-----------------------------|--------------|----------|-------------|
| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 産地確立交付金 | 栃木県水田農業推進協議会 | 無 | 国庫事業:H21~23 |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 水田等有効活用促進対策 | 栃木県水田農業推進協議会 | 無 | 国庫事業:H21~23 |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 需要即応型生産流通体制緊急整備事業(需要即応型水田農業 | 栃木県水田農業推進協議会 | 無 | 国庫事業:H21 |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 戸別所得補償モデル対策 | 栃木県水田農業推進協議会 | 無 | 国庫事業:H22 |
| 栃木県 | 栃木県全域 | 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業 | 栃木県水田農業推進協議会 | 無 | 国庫事業:H22 |
| | | | | | |

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

3 活性化計画の区域(※1)

栃木県 区域面積(※2) 82,456ha(農振農用地における水田面積)

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

栃木県の総面積6,408kmのうち耕地面積128,300ha、林野面積349,531haで農林地の占める割合は75%に達している。(2005農林業センサス等) 本県の有業者数1,073,400人のうち、農林漁業者数は70,200人で6.5%を越えている。(H19就業構造基本調査)

当該区域82,456haは本県の農業振興地域内の水田面積であり、農業振興を推進するべき地域である。(H19農業振興地域整備計画管理状況 報告)

②法第3条第2号関係:

農業就業人口(H12:108,910人→H17:95,858人)は減少し、そのうち75歳以上の割合が増加傾向(H12:16.8%→H17:25.6%)にあるため、地域全体の活性化を図る上で、新規需要米の需要拡大を促進し、農家経営基盤の強化及び新規就農者の確保、定住を促進することが有効かつ適切である。

③法第3条第3号関係:

当該計画区域は農業振興地域における農用地区域内の農地(田)を対象としているものであり、市街化区域を含むものとはしていない。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

***該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| (1) 印氏後國の用に戻する工地(長州小庄自 1 第2末第4号1、日、八) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|----|-----|----|-------|---------------|-----|-----|---------------|-----|--------------|--------------------------------------|-----------------|----|---------|--|---|
| | | 地 | 地目 | | 地目 | | 地目 | | 新たじ | 新たに権利を取得するもの | | 既に有している権利に基づくもの | | 土地の利用目的 | | · |
| | | | | | | 土地引 | f有者 | | 土地 | 所有者 | 農地(※2) | 市民農園施設 | | | | |
| 土地の所在 | 地番 | 登記簿 | 現況 | 地積(㎡) | 権利の 種類(※1) | 氏名 | 住所 | 権利の 種類(※1) | 氏名 | 住所 | 市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別 | 種別(※3) | 備考 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| (- / · · · · · | _ // O // / / / / / / | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------|----|------|------|------|------|----|
| 整備計画 | 種別() | (5) | 構造 | (※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| (3)開設の時期 | <u>(農林水産</u> 省令第2条第4号二 |
|----------|------------------------|
| | |

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 ・・・該当なし

| 事項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は 移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の 条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7) | | |

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は新規需要米(米粉用米)の生産拡大と水田の有効活用による水田農業の活性化を図り、新規農業者数を増加することを目標としており、毎年度、 本県農政部において実施する新規就農者に関する調査結果を基に、計画期間終了翌年度にH25年度の新規就農者数を把握する。 そのうえで、県が全農とちぎ等の関係機関・団体とともに評価・検証を行い、結果を公表する。